

## ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）について（中間報告）

### 1 趣旨

本市では、「障害者権利条約」の理念・趣旨を踏まえ、社会情勢の変化に対応しつつ、障がい者福祉分野における支援や市民生活を創造することを目的に「ふじさわ障がい者プラン2026」を策定し、令和3年度から計画に基づく取組を開始しました。

計画策定以降、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正をはじめとする関係法令の制定、改正があったことを踏まえ、今年度は現計画の中間年度に当たることから、施策の方向性、サービス、事業の見直しを行うものです。

### 2 計画の位置づけ

令和3年3月に策定した「ふじさわ障がい者プラン2026」は、「ふじさわ障がい者計画」、「第6期ふじさわ障がい福祉計画」及び「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」の3つの計画により構成されています。

「ふじさわ障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づき令和3年度から令和8年度までを計画期間とし、障がいのある人を取り巻く幅広い施策について総合的に推進していくことを目的に、国・県の動向を踏まえ策定しました。

「第6期ふじさわ障がい福祉計画」、「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」は、それぞれ「障害者総合支援法」第88条、「児童福祉法」第33条の20に基づき、令和3年度から令和5年度までを計画期間とし、数値目標やサービス見込み量等を定めています。

これらの計画について、「ふじさわ障がい者計画」は、今年度が計画期間の中間年度に当たることから見直しを実施するとともに、「第6期ふじさわ障がい福祉計画」及び「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」については、今年度で計画実施期間が終了することから、新たな計画を策定します。

2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
<b>ふじさわ障がい者プラン2026</b>					
<b>ふじさわ障がい者計画</b> 障がいのある人を取り巻く幅広い分野にわたる施策を総合的に推進する計画					
中間見直し					
第6期ふじさわ障がい福祉計画			第7期ふじさわ障がい福祉計画		
第2期ふじさわ障がい児福祉計画			第3期ふじさわ障がい児福祉計画		
福祉サービスや支援体制の確保を目的に、数値目標や見込み量を定めた計画					

### 見直し前後の障がい者プランの構成

## 3 これまでの経過

### (1) 評価

令和3年度、4年度における事業の取組状況について、それぞれ翌年度にモニタリングを実施し、中間見直しにおける事業選択、事業改善に反映しました。

令和3年度 現計画期間開始

令和4年度 現計画の令和3年度分モニタリング

聞き取り調査及び当事者アンケート調査の実施

令和5年度 現計画の令和4年度分モニタリング

障がい者プラン2026の中間見直し

### (2) 見直し検討

障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会を令和4年度に4回、令和5年度はこれまでに5回開催し、評価手法、評価、課題抽出、見直しのポイントの整理を行い、計画（素案）を作成しました。

### (3) パブリックコメント

11月13日から12月12日まで実施しています。

## 4 計画策定のポイント

令和4年度に実施した聞き取り調査、当事者アンケート調査の結果と国・県の動向を踏まえ、中間見直しに向けた課題と方向性を検討し、見直しのポイントを取りまとめました。

(1) 当事者意見の反映

当事者意見である各種調査からの課題整理を中心に、計画の進捗評価、国・県の動向から中間見直しに向けた方向性を取りまとめ、施策、事業の見直しに反映しました。

(2) 次期改定に向けた数値設定

次期改定時の数値目標の設定に向け、「課題の整理」中の「事業・取組の評価」「アンケート・ヒアリング結果による課題整理」をできる限り定量化し、見直し後の評価に適用します。

(3) (仮称) わかりやすい版の作成

障がい当事者や障がい者との関わりの少ない市民にもプランの基本理念、目標等への理解が深まるよう、(仮称) わかりやすい版を作成します。

5 計画(素案)

資料2のとおり

6 (仮称) わかりやすい版(素案)

資料3のとおり

7 今後の予定

令和5年12月 12月市議会定例会 中間報告

令和6年 1月 第6回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会

第4回障がい者総合支援協議会

パブリックコメント実施結果の公表

3月 2月市議会定例会 最終報告

4月 見直し後の計画実行

以上

(事務担当 福祉部障がい者支援課)